

新潟市議会会議規則の一部を改正する規則

新潟市議会会議規則（昭和43年新潟市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条中「付け」を「付け」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、当該委員会の委員長が議長に提出しなければならない。

第19条に次の1項を加える。

- 3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、当該委員会の承認を得て当該委員会の委員長から請求しなければならない。

第37条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員会が提出する議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

第144条及び第156条中「第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第2項」を「第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。